

## 第一 計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。ただし、本事業計画の記載事項のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号。以下「改正法」という。）による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）に係る事項（特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、鳥獣保護区の保全事業に関する事項等）に関する記載事項は、改正法の施行期日（平成19年4月16日）から効力を発するものとする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### 指定に関する中長期的な方針

本県は、県土面積約57万ヘクタールで、その70パーセントが森林であり、峻険な山岳地形、平野・盆地、変化に富んだ海岸線など、豊かな自然環境と暖帯に属する気候条件により、生息する野生鳥獣の種類も多く、鳥類309種、獣類47種が確認されている。

鳥獣保護区は、第1次から第9次計画（昭和39年度～平成18年度）において、その指定に努めた結果、60箇所、67,239haとなっており、県土面積の約12パーセントを占め、地域に定着し、鳥獣の生息環境の保全と保護意識の啓発に役割を果たしている。

しかし、近年、様々な形で自然環境の変化が進み、安定した生存が危惧される種も見られる一方、特定の鳥獣による農林作物等の被害が増加するなど、人間生活との軋轢も生じている。

鳥獣保護区の適切な指定により、鳥獣の生息環境を保護することは、人間と鳥獣との共存を図る上で不可欠であり、地域の生物多様性の保全にも資するものである。また、鳥獣の保護活動を通じて、子供たちの人間性を育む場として活用することも、鳥獣保護区の指定意義と考えられる。

これらの点を踏まえ、第10次計画では、期間の満了する既指定の鳥獣保護区は、期間を更新し存続させるとともに、可能な範囲で区域の拡大や新たな鳥獣保護区の指定を図るものとする。なお、自然公園法、文化財保護法、自然環境保全法等により保護された地域であって、鳥獣の保護繁殖上重要な地域、休猟区・特定猟具使用禁止区域等狩猟を制限する区域との連携についても配慮するものとする。

また、鳥獣保護区の指定期間は10年とし、区域や期間の見直しを行う場合は、鳥獣の生息状況や生息環境、地域の自然的・社会的特性に十分留意するとともに、その鳥獣保護区の保護に関する指針を明確に示すものとする。

#### 指定区分ごとの方針

##### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が生息する地域、鳥獣の生息密度の高い地域、植生・地形等が鳥獣の生息に適している地域について指定するものとし、指定にあたっては、森林面積が概ね10,000haごとに1箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。

##### 2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、猛禽類または大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域、その地方を代表する森林植生が含まれる地域、地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原など多様な環境要素を含む地域について指定するものとし、指定にあたっては、1箇所当たりの面積を10,000ha以上となるよう努めるものとする。

### 3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、環境省令（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域であって、渡来する鳥獣の種数または個体数の多い地域、かつて渡来する鳥獣の種または個体数が多かった地域で鳥類の渡りの経路上、その回復が必要かつ可能と考えられる地域について指定するものとし、指定にあたっては、鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、休息またはねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるよう努めるものとする。

### 4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地について指定するものとし、指定にあたっては、採餌、休息またはねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるよう努めるものとする。

### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省作成のレッドリストで絶滅危惧 A・B類及び類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに愛媛県レッドデータブックで同様の扱いがなされている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣またはこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定に努めるものとする。

### 6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間を繋ぐ樹林帯や河畔林等であって、鳥獣の移動経路となっている地域または鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について指定するものとし、指定にあたっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえ、回廊として確保すべき区域を選定するよう努めるものとする。

### 7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその周辺において、鳥獣の良好な生息地を確保、創出し、豊かな生活環境の形成に資するために必要と認められる地域または自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定するよう努めるものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画  
鳥獣保護区の指定計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区					本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
			19年度	20	21	22	23	計(B)	19年度	20	21	22	23	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	39	34	1	2	2	3	8						
	面積	11,700	16,841	340	504	264	2,191	3,299						
大規模生息地	箇所													
	面積													
集団渡来地	箇所		6				1	1						
	面積		40,145				3,577	3,577						
集団繁殖地	箇所													
	面積													
希少鳥獣生息地	箇所													
	面積													
生息地回廊	箇所													
	面積													
身近な鳥獣生息地	箇所		19	4	1	5		10						
	面積		750.83	251	20	211.83		482.83						
計	箇所	39	59	5	3	8	3	19						
	面積	11,700	57,736.83	591	524	4,052.83	2,191	7,358.83						

区 分	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除または期間満了となる鳥獣保護区						計画期間の増減*	計画終了時の鳥獣保護区**
	19年度	20	21	22	23	計(D)	19年度	20	21	22	23	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇所							1	2	2	3	8		34
	面積							340	504	264	2,191	3,299		16,841
大規模生息地	箇所													
	面積													
集団渡来地	箇所									1		1		6
	面積									3,577		3,577		40,145
集団繁殖地	箇所													
	面積													
希少鳥獣生息地	箇所													
	面積													
生息地回廊	箇所													
	面積													
身近な鳥獣生息地	箇所							4	1	5		10		19
	面積							251	20	211.83		482.83		750.83
計	箇所							5	3	8	3	19		59
	面積							591	524	4,052.83	2,191	7,358.83		57,736.83

(面積: ha)

\* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E  
 \*\*箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E  
 (注) 森林鳥獣生息地の「鳥獣保護区指定の目標」  
 箇所 = (林野面積400,040ha - 国設鳥獣保護区9,502ha) × 1/10,000 39箇所、面積 = 箇所に対応した面積 (39箇所 × 300ha) = 11,700ha

既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成19年度	森林鳥獣生息地	富士山鳥獣保護区	期間更新	340ha	ha	340ha	19年11月1日から 29年10月31日まで	継 続 " " " "	
	身近な鳥獣生息地	松山城鳥獣保護区	"	62ha		62ha			
	"	永木鳥獣保護区	"	80ha		80ha			
	"	笛ヶ滝鳥獣保護区	"	96ha		96ha			
	"	小藪鳥獣保護区	"	13ha		13ha			
計		5箇所		591ha		591ha			
平成20年度	森林鳥獣生息地	愛宕山鳥獣保護区	期間更新	410ha		410ha	20年11月1日から 30年10月31日まで	継 続 " "	
	"	河辺鳥獣保護区	"	94ha		94ha			
	身近な鳥獣生息地	中曽根鳥獣保護区	"	20ha		20ha			
計		3箇所		524ha		524ha			
平成21年度	森林鳥獣生息地	金山出石寺鳥獣保護区	期間更新	230ha		230ha	21年11月1日から 31年10月31日まで	継 続 " " " " " " "	
	"	御在所鳥獣保護区	"	34ha		34ha			
	集団渡来地	関前村鳥獣保護区	"	3,577ha		3,577ha			
	身近な鳥獣生息地	大洲城山鳥獣保護区	"	2ha		2ha			
	"	面河第三ダム 鳥獣保護区	"	52ha		52ha			
	"	志々満ヶ原唐子浜 鳥獣保護区	"	72ha		72ha			
	"	高縄山鳥獣保護区	"	76.83ha		76.83ha			
	"	宇和島市城山 鳥獣保護区	"	9ha		9ha			
計		8箇所		4,052.83h		4,052.83h			
平成22年度	森林鳥獣生息地	鹿野川ダム周辺 鳥獣保護区	期間更新	1,181ha		1,181ha	22年11月1日から 32年10月31日まで	継 続 " "	
	"	鹿島鳥獣保護区	"	110ha		110ha			
	"	下伊台道後山 鳥獣保護区	"	900ha		900ha			
計		3箇所		2,191ha		2,191ha			
合 計		19箇所		7,358.83 ha		7,358.83 ha			

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては、次の保護区の区分に従い、特別保護地区及び同地区内の特別保護指定区域の指定を積極的に進めるものとする。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所を特別保護地区に指定するよう努めるものとする。なお、特別保護地区の指定にあたり、指定期間は鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等が禁止された区域に囲まれるよう配慮し、その特別保護地区の保護に関する指針について明確に示すものとする。

#### 指定区分ごとの方針

##### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定した鳥獣保護区の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

##### 2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、その保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

##### 3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場またはねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

##### 4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

##### 5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

##### 6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

##### 7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致または鳥獣の保護思想の普及啓発の上で必要と認められる区域について指定するよう努めるものとする。

##### 8) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について特別保護指定区域として指定するよう努めるものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区							
			19年度	20	21	22	23	計(B)	19年度	20	21	22	23	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	17	10				2								
	面積	842	1,301				340								
大規模生息地	箇所														
	面積														
集団渡来地	箇所		1												
	面積		74												
集団繁殖地	箇所														
	面積														
希少鳥獣生息地	箇所														
	面積														
生息地回廊	箇所														
	面積														
身近な鳥獣生息地	箇所														
	面積														
計	箇所	17	11				2								
	面積	842	1,375				340								

区 分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除または期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)					計画期間中の増減*	計画終了時の特別保護地区**	
	19年度	20	21	22	23	計(D)	19年度	20	21	22	23			計(E)
森林鳥獣生息地	箇所										2		2	10
	面積										340		340	1,301
大規模生息地	箇所													
	面積													
集団渡来地	箇所													1
	面積													74
集団繁殖地	箇所													
	面積													
希少鳥獣生息地	箇所													
	面積													
生息地回廊	箇所													
	面積													
身近な鳥獣生息地	箇所													
	面積													
計	箇所										2		2	11
	面積										340		340	1,375

(面積:ha)

\* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(注) 森林鳥獣生息地の「特別保護地区指定の目標」

箇所 = 本計画終了時の鳥獣保護区数34箇所 × 1/2 = 17箇所、面積 = 指定するそれぞれの鳥獣保護区の面積 (16,841ha × 1/2) × 1/10以上 842ha

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面 積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成22年度	森林鳥獣生息地	鹿野川ダム周辺 鳥獣保護区	1,181ha	22年11月1日より 32年10月31日まで	230ha	22年11月1日より 32年10月31日まで			再指定
	"	鹿島鳥獣保護区	110ha		110ha				
計		2箇所	1,291ha		340ha				
合 計		2箇所	1,291ha		340ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

鳥獣保護区、公道、人家稠密の場所等を除き、県下全域が狩猟可能地域であるが、狩猟鳥獣の生息数の維持と狩猟の持続のためには、地域によって一時的に狩猟を禁止し、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要があることから、昭和38年度から休猟区指定を開始し、以後、県下可猟地域面積のおおむね3分の1が常時休猟区となるよう目標を定めて指定するとともに、人工増殖キジの放鳥による自然繁殖を促すなど、狩猟鳥獣の生息数の維持に努めてきたところである。

しかしながら、近年は特定鳥獣による農林水産業等への被害が増加していることから、第10次計画においては、これまでの実績を踏まえ、各地域における狩猟鳥獣の個体数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み状況及び農林水産業の被害状況等を考慮しながら、地域の実情に応じた指定を行うものとする。

指定にあたっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りが無いよう配慮するとともに、指定期間満了後は、当該休猟区に隣接する地区を新たな休猟区に指定するよう努めるものとする。

また、指定期間は3年、1箇所当たりの面積は概ね1,500ヘクタール以上となるよう指定に努めるものとする。

なお、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道、その他現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

おって、休猟区のうち、その全部又は一部について、特定鳥獣に関し、特定鳥獣保護管理計画を作成した上で、捕獲等を行うことができる区域(以下「特例休猟区」という。)の指定に努めるものとする。

さらに、指定にあたっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとする。

(2) 休猟区指定計画

(第5表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考
平成19年度			ha		
	四国中央市	豊受山 休猟区	1,200		
	"	佐々連 "	1,550		
	新居浜市	船木 "	1,130		
	"	三ツ森山 "	1,900		
	西条市	蔭地 "	1,080		
	"	実報寺 "	620		
	"	石鎚 "	950		
	"	田滝 "	1,300		
	今治市	朝倉上 "	529		
	"	藤子 "	505		
	松山市	恵良山 "	1,050		
	"	中村 "	1,089		
	"	五明 "	1,476		
	"	高浜 "	378		
	"	久谷 "	2,048		
	伊予市	佐礼谷 "	1,614		
	"	日南登 "	1,026		
	東温市	白瀆 "	895		
	"	御岳山 "	1,750	3年	
	"	松瀬川 "	1,419		
	"	塩ヶ森 "	1,175		
	"	黒森峠 "	1,179		
	砥部町	立野 "	1,256		
	久万高原町	父野川 "	1,240		
	"	若山 "	1,380		
	"	御三戸 "	1,390		
	"	菅行 "	1,950		
	内子町	豊谷 "	1,130		
	"	今岡 "	1,487		
	"	寺村 "	1,010		
	大洲市	蔵川長谷 "	2,510		
	"	豊茂柴 "	2,113		
	伊方町	瀬戸 "	2,730		
	西予市	譲葉 "	1,300		
	"	鉢ヶ森 "	2,330		
	"	田穂・男河内 "	980		
	宇和島市	法華津 "	2,300		
	"	三間 "	1,990		
	"	畑地 "	2,200		
	愛南町	中浦高畑 "	1,050		
計		40箇所	56,209		



年 度	休獵区指定所在地	休獵区名称	指定面積	指定期間	備 考
平成20年度	四国中央市	小川山 休獵区	2,200	3 年	
	"	呉石 "	1,200		
	"	三ッ足山 "	1,100		
	新居浜市	黒森 "	1,430		
	西条市	中奥 "	1,660		
	"	河之内 "	910		
	"	寺尾 "	850		
	今治市	大島北 "	2,229		
	伊予市	上灘 "	1,224		
	久万高原町	有枝 "	1,710		
	"	休場 "	1,030		
	内子町	鎌倉山 "	2,790		
	"	桩小屋 "	1,330		
	大洲市	感心山 "	2,140		
	"	中居谷 "	2,181		
	八幡浜市・伊方町	伊方・保内 "	2,340		
	西予市	齒長 "	1,970		
	"	野村・坂石 "	1,340		
	"	高野子・川津 "	1,030		
	鬼北町	御開山 "	3,900		
	宇和島市	北灘 "	2,100		
	愛南町	増田 "	2,100		
計		22箇所	38,764		

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考
平成21年度	四国中央市	天提山 休猟区	2,100	3 年	
	"	浦山 "	1,360		
	新居浜市	三の森 "	940		
	西条市	氷見中野 "	1,650		
	"	湯浪 "	1,000		
	"	来見 "	1,100		
	今治市	伊方 "	1,145		
	"	上浦南 "	1,386		
	松山市	神和 "	1,012		
	伊予市	稻荷 "	1,436		
	砥部町	神の森 "	1,355		
	久万高原町	畑野川 "	1,770		
	"	菅生 "	1,980		
	"	石墨 "	1,460		
	内子町	五百木大瀬 "	2,658		
	大洲市	北平 "	1,502		
	"	秋葉山 "	2,377		
	八幡浜市	八幡浜 "	1,510		
	西予市	卯之町・俵津 "	1,800		
	"	惣川 "	2,200		
	"	かぶとが森 "	1,900		
	鬼北町	鍵山 "	2,385		
	愛南町	僧都 "	1,880		
計		23箇所	37,906		

年 度	休獵区指定所在地	休獵区名称	指定面積	指定期間	備 考
平成22年度	四国中央市	翠波 休獵区	1,300	3 年	
	"	上野 "	2,250		
	新居浜市	大久保 "	850		
	"	赤石 "	870		
	西条市	市之川 "	1,050		
	"	途中之川 "	810		
	"	千原 "	1,050		
	今治市	木地 "	980		
	"	西山 "	568		
	松山市	萩原 "	1,040		
	"	九川 "	1,030		
	"	権現 "	1,945		
	"	小野 "	1,824		
	"	窪野 "	1,682		
	伊予市	秦皇山 "	1,575		
	"	陣ヶ森岳 "	992		
	東温市	山之内 "	1,777		
	"	陣ヶ森 "	1,146		
	"	添谷 "	924		
	"	則之内 "	1,044		
	"	滑川 "	921		
	砥部町	万年 "	1,148		
	久万高原町	東明神 "	710		
	"	西ノ川 "	1,250		
	"	大成 "	1,740		
	"	二箇 "	1,960		
	"	高野 "	1,480		
	内子町	只海 "	1,290		
	"	白杵 "	1,300		
	"	雨霧 "	1,300		
	大洲市	大洲松尾 "	3,692		
	"	長浜西 "	1,998		
	八幡浜市	瀬田横尾地 "	1,830		
	西予市	河内 "	1,200		
	"	溪筋・富野川 "	2,500		
	"	御在所山 "	1,600		
	宇和島市	成妙 "	1,850		
	"	増穂 "	2,895		
	愛南町	長月 "	1,460		
計		39箇所	56,831		

年 度	休獵区指定所在地	休獵区名称	指定面積	指定期間	備 考
平成23年度	四国中央市	東山 休獵区	900	3 年	
	"	辺地床 "	1,600		
	"	三角寺 "	900		
	新居浜市	中村菰生 "	1,850		
	西条市	中之池 "	800		
	"	吉岡 "	970		
	"	明河 "	1,300		
	今治市	大島南 "	2,200		
	伊予市	大久保 "	1,622		
	久万高原町	日野浦 "	1,680		
	"	柳井川 "	2,280		
	内子町	桶小屋 "	1,770		
	"	村前 "	1,260		
	大洲市	上須戒 "	2,085		
	西予市	明石、倉谷 "	2,050		
	"	深山 "	1,460		
	"	焼棟峠 "	1,100		
	"	三瓶 "	2,180		
	宇和島市	南君 "	2,250		
	"	御槇 "	2,410		
	鬼北町	国遠 "	1,260		
	"	川上 "	1,650		
	愛南町	藤ヶ駄場 "	1,580		
計		23箇所	37,157		
合 計		147箇所	226,867		

(3) 特例休猟区指定計画

(第6表)

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備 考
平成19年度			ha			
	四国中央市	豊受山 特例休猟区	1,200	3年		
	"	佐々連 "	1,550	"		
	"	折宇 "	950	2年		
	"	上柏池之尾 "	800	"		
	"	下川 "	2,000	1年		
	"	寒川山 "	1,840	"		
	"	塩塚山 "	1,970	"		
	新居浜市	船木 "	1,130	3年		
	"	三ツ森山 "	1,900	"		
	"	蔭地 "	1,500	2年		
	"	郷山阿島 "	1,840	"		
	新居浜市、西条市	金子山下島山 "	1,760	1年		
	西条市	蔭地 "	1,080	3年		
	"	実報寺 "	620	"		
	"	石鎚 "	950	"	イノシシ	
	"	田滝 "	1,300	"		
	"	高森 "	2,000	2年		
	"	保井野 "	740	"		
	"	岡村 "	870	1年		
	"	白坂 "	850	"		
	今治市	朝倉上 "	529	3年		
	"	藤子 "	505	"		
	"	龍岡上 "	1,020	2年		
	"	大三島南 "	2,200	"		
	"	阿蘇 "	550	1年		
	松山市	恵良山 "	1,050	3年		
	"	中村 "	1,089	"		
	"	五明 "	1,476	"		
	"	高浜 "	378	"		

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備 考
平成19年度	松山市	久谷 特例休猟区	2,048	3年	イノシシ	
	"	中島本島北・睦月島・野忽那島 "	1,303	2年		
	伊予市	佐礼谷 "	1,614	3年		
	"	日南登 "	1,026	"		
	"	三秋 "	1,280	2年		
	"	串 "	1,540	1年		
	東温市	白濱 "	895	3年		
	"	御岳山 "	1,750	"		
	"	松瀬川 "	1,419	"		
	"	塩ヶ森 "	1,175	"		
	"	黒森峠 "	1,179	"		
	"	阿歌古 "	1,180	1年		
	砥部町	立野 "	1,256	3年		
	"	満穂 "	1,060	2年		
	久万高原町	父野川 "	1,240	3年		
	"	若山 "	1,380	"		
	"	御三戸 "	1,390	"		
	"	菅行 "	1,950	"		
	"	船山 "	2,100	2年		
	"	馬酔谷 "	1,220	"		
	"	市口 "	860	"		
	"	上直瀬 "	1,510	1年		
	"	相の峰 "	1,910	"		
	"	大川 "	2,690	"		
	"	小黒川 "	1,850	"		
	内子町	豊谷 "	1,130	3年		
	"	今岡 "	1,487	"		
"	寺村 "	1,010	"			
"	上田渡 "	1,410	2年			
"	上川 "	830	1年			

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備 考
平成19年度	大洲市、内子町	神南山 特例休猟区	3,110	2年	イノシシ	
	大洲市	蔵川長谷 "	2,510	3年		
	"	豊茂柴 "	2,113	"		
	"	山鳥坂 "	1,630	2年		
	"	高山寺 "	2,130	1年		
	"	大谷宇和川 "	1,908	"		
	八幡浜市	保内日土 "	2,300	2年		
	八幡浜市、西予市	中津川三瓶 "	1,900	1年		
	伊方町	瀬戸 "	2,730	3年		
	西予市	譲葉 "	1,300	3年		
	"	鉢ヶ森 "	2,330	"		
	"	田穂・男河内 "	980	"		
	"	田之浜 "	610	2年		
	"	堂所山 "	1,130	"		
	"	大野ヶ原 "	2,000	"		
	"	高野子 "	1,030	"		
	"	岩木、中川 "	1,050	1年		
	"	中筋、貝吹 "	1,710	"		
	"	土居 "	1,040	"		
	宇和島市	法華津 "	2,300	3年		
	"	三間 "	1,990	"		
	"	畑地 "	2,200	"		
	"	御内 "	3,100	2年		
	"	下灘 "	1,930	1年		
	鬼北町	父野川 "	1,502	2年		
	松野町	蕨生、奥野川 "	2,800	1年		
	愛南町	中浦高畑 "	1,050	3年		
"	由良 "	675	2年			
"	西柳 "	1,200	"			
"	正木 "	1,680	1年			
計		89箇所	132,247			

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備 考
平成20年度	四国中央市	小川山 特例休猟区	2,200	3年	イノシシ	
	"	呉石 "	1,200	"	"	
	"	三ツ足山 "	1,100	"	"	
	新居浜市	黒森 "	1,430	"	"	
	西条市	中奥 "	1,660	"	"	
	"	河之内 "	910	"	"	
	"	寺尾 "	850	"	"	
	今治市	大島北 "	2,229	"	"	
	伊予市	上灘 "	1,224	"	"	
	久万高原町	有枝 "	1,710	"	"	
	"	休場 "	1,030	"	"	
	内子町	鎌倉山 "	2,790	"	"	
	"	杵小屋 "	1,330	"	"	
	大洲市	感応山 "	2,140	"	"	
	"	中居谷 "	2,181	"	"	
	八幡浜市、伊方町	伊方、保内 "	2,340	"	"	
	西予市	齒長 "	1,970	"	"	
	"	野村・坂石 "	1,340	"	"	
	"	高野子・川津 "	1,030	"	"	
	鬼北町	御開山 "	3,900	"	イノシシ、ニホンジカ	
	"	父野川 "	1,502	1年	ニホンジカ	イノシシは指定済
	宇和島市	北灘 "	2,100	3年	イノシシ、ニホンジカ	
	"	法華津 "	2,300	2年	ニホンジカ	イノシシは指定済
	"	三間 "	1,990	"	"	"
	"	畑地 "	2,200	"	"	"
	"	御内 "	3,100	1年	"	"
	愛南町	増田 "	2,100	3年	イノシシ、ニホンジカ	
	"	中浦高畑 "	1,050	2年	ニホンジカ	イノシシは指定済
	"	由良 "	675	1年	"	"
	"	西柳 "	1,200	"	"	"
計		30箇所	52,781			



年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備 考
平成21年度	四国中央市	天提山 特例休猟区	2,100	3年	イノシシ	
	"	浦山 "	1,360		"	
	新居浜市	三の森 "	940		"	
	西条市	氷見中野 "	1,650		"	
	"	湯浪 "	1,000		"	
	"	来見 "	1,100		"	
	今治市	伊方 "	1,145		"	
	"	上浦南 "	1,386		"	
	松山市	神和 "	1,012		"	
	伊予市	稲荷 "	1,436		"	
	砥部町	神の森 "	1,355		"	
	久万高原町	畑野川 "	1,770		"	
	"	菅生 "	1,980		"	
	"	石墨 "	1,460		"	
	内子町	五百木大瀬 "	2,658		"	
	大洲市	北平 "	1,502		"	
	"	秋葉山 "	2,377		"	
	八幡浜市	八幡浜 "	1,510		"	
	西予市	卯之町・俵津 "	1,800		"	
	"	惣川 "	2,200		"	
	"	かぶとが森 "	1,900		"	
	鬼北町	鍵山 "	2,385		"	イノシシ、ニホンジカ
	愛南町	僧都 "	1,880		"	"
計		23箇所	37,906			

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備 考
平成22年度	四国中央市	翠波 特例休猟区	1,300	2 年	イノシシ	
	"	上野 "	2,250		"	
	新居浜市	大久保 "	850		"	
	"	赤石 "	870		"	
	西条市	市之川 "	1,050		"	
	"	途中之川 "	810		"	
	"	千原 "	1,050		"	
	今治市	木地 "	980		"	
	"	西山 "	568		"	
	松山市	萩原 "	1,040		"	
	"	九川 "	1,030		"	
	"	権現 "	1,945		"	
	"	小野 "	1,824		"	
	"	窪野 "	1,682		"	
	伊予市	秦皇山 "	1,575		"	
	"	陣が森岳 "	992		"	
	東温市	山之内 "	1,777		"	
	"	陣ヶ森 "	1,146		"	
	"	添谷 "	924		"	
	"	則之内 "	1,044		"	
	"	滑川 "	921		"	
	砥部町	万年 "	1,148		"	
	久万高原町	東明神 "	710		"	
	"	西ノ川 "	1,250		"	
	"	大成 "	1,740		"	
	"	二笹 "	1,960		"	
	"	高野 "	1,480		"	
	内子町	只海 "	1,290		"	
	"	白杵 "	1,300		"	
	"	雨霧 "	1,300		"	
	大洲市	大洲松尾 "	3,692		"	
	"	長浜西 "	1,998		"	
	八幡浜市	瀬田横尾地 "	1,830		"	
	西予市	河内 "	1,200		"	
	"	溪筋・富野川 "	2,500		"	
	"	御在所山 "	1,600		"	
	宇和島市	成妙 "	1,850		"	イノシシ、ニホンジカ
	"	増穂 "	2,895		"	"
	愛南町	長月 "	1,460		"	"
計		39箇所	56,831			

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備 考
平成23年度	四国中央市	東山 特例休猟区	900	1年	イノシシ	
	"	辺地床 "	1,600		"	
	"	三角寺 "	900		"	
	新居浜市	中村萩生 "	1,850		"	
	西条市	中之池 "	800		"	
	"	吉岡 "	970		"	
	"	明河 "	1,300		"	
	今治市	大島南 "	2,200		"	
	伊予市	大久保 "	1,622		"	
	久万高原町	日野浦 "	1,680		"	
	"	柳井川 "	2,280		"	
	内子町	桶小屋 "	1,770		"	
	"	村前 "	1,260		"	
	大洲市	上須戒 "	2,085		"	
	西予市	明石、倉谷 "	2,050		"	
	"	深山 "	1,460		"	
	"	焼棟峠 "	1,100		"	
	"	三瓶 "	2,180		"	
	宇和島市	南君 "	2,250		"	
	"	御檜 "	2,410		"	
	鬼北町	国遠 "	1,260		"	イノシシ、ニホンジカ
	"	川上 "	1,650		"	"
	愛南町	藤ヶ駄場 "	1,580		"	"
計		23箇所	37,157			
合 計		203箇 所	316,922			

#### 4 鳥獣保護区の整備等

##### (1) 方針

鳥獣保護区が鳥獣の保護を図る場所としての機能を発揮できるよう必要な施設を設置するとともに、調査、巡視等により引き続き適切な管理に努めるものとする。

施設については、各鳥獣保護区に制札、案内板を設置し、広く一般に周知するとともに、身近な鳥獣生息地の保護区などにおいては、必要に応じ採餌、営巣等のための環境整備、鳥獣とのふれあいや環境教育の場として観察等利用施設の整備を図るものとする。

##### (2) 整備計画

###### 管理施設の設置

(第7表)

区 分	現 況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
標識類の整備	制 札：1鳥獣保護区20本程度設置 案内板：1鳥獣保護区1以上設置	制 札 100本 案内板 5	制 札 60本 案内板 3	制 札 160本 案内板 8	制 札 60本 案内板 3	制 札 - 本 案内板 -
管理棟等の整備	-	-	-	-	-	-

###### 利用施設の整備

(第8表)

区 分	現 況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
観察路、観察舎等の整備	必要に応じ設置	谷上山鳥獣保護区、滑床成川鳥獣保護区等、野生鳥獣の観察に適した場所にあつては、観察路、観察舎等、利用施設の整備、補修に努めるものとする。				
その他の施設等の整備	必要に応じ設置	自然観察会等、各種事業を通じて営巣、給餌環境及び給餌、給水施設の整備等に努めるものとする。				

###### 調査、巡視等の計画

(第9表)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
管理員等	5	3	8	3	-
簡所数					
人数	10	6	16	6	-
管理のための調査 の実施	次の鳥獣保護区において、鳥獣の生息状況及び制札等管理施設の状況等について調査を実施する。				
	富士山鳥獣保護区 松山城鳥獣保護区 永木鳥獣保護区 笛ヶ滝鳥獣保護区 小藪鳥獣保護区	愛宕山鳥獣保護区 河辺鳥獣保護区 中曽根鳥獣保護区	金山出石寺鳥獣保護区 御在所鳥獣保護区 関前村鳥獣保護区 大洲城山鳥獣保護区 面河第三ダム鳥獣保護区 志々満ヶ原唐子浜鳥獣保護区 高縄山鳥獣保護区 宇和島市城山鳥獣保護区	鹿野川ダム周辺 鳥獣保護区 鹿島鳥獣保護区 下伊台道後山 鳥獣保護区	